

夕刊フジ 2021/05/13(木)

ふろろろず 相談室

セミナーライフ

遺言書作成②

相続・遺言に詳しい司法書士法人みつ葉グループ相続事業部マネージャーの廣木涼司法書士が解説する遺言書の論点。2回目の今週は、遺言書の種類について。

遺言の種類は全部で7種類。実務上よく利用されているのは、自筆証書遺言と公正証書遺言の2つです。両者を比較した場合、主に次の①～⑥が、公正証書遺言のメリットであると考えられています。

①公証人が作成するため、形式不備で無効になつたり、相続手続きに支障をきたすリスクが小さい。

②公証人や証人が作成に立ち会うため、遺言者の意思能力や遺言の効力をめぐる争いが発生しにくい。

③公証役場で保管するため、紛失、偽造、改竄(かいざん)の恐れがない。

④家庭裁判所での検認手続きが不要。

⑤遺言者の身体が不自由な場合など、公証人が自宅や病院、介護施設などに出張してくれる(出張費が発生)。

⑥全文を自書する必要がなく、文字が書けない状態でも公証人に口述することで作成可能。

③と④については、昨年7月10日にスタートした自筆証書遺言書保管制により、自筆証書遺言目録や、預金通帳のコピーなどを添付することが可能。ただし、全員に署名・押印が必要)により、ある程度簡便になりましたが、全文をパソコンや口述などにより作成することはできません。特に注意が必要なのは、自筆証書遺言の場合、公正証書(遺言書保管所)の窓口で提出する際、公正証書遺言であれば、非常にスムーズに解約手続きが進みます。ですが自筆証書遺言の場合、遺言書のほか、相続人全員の署名、実印での押印、印鑑証明書の提出を求める金融機関もあり、相続人同士の連携がとりにくい場合など、解約手続きに多大な時間や労力を費やすことになってしまいます。

このように考えると、「全財産を妻Aに相続させる」といった簡明な内容の場合は、自筆証書遺言でも問題になる可能性は低いと考えられるものの、多くのケースでは、やはり公正証書遺言の方が安心できるのではないのでしょうか？

リットを享受できるようなりました。なお、法務局での保管申請手続きには遺言者本人の出頭義務があり、⑤のような出張の仕組みはありません。⑥については、「自筆証書遺言の方は、式要件の緩和(財産目録部分は手書きではなく、パソコンなどで作成した目録や、預金通帳のコピーなどを添付することが



司法書士法人みつ葉グループ代表の宮城誠司法書士(左)と本稿執筆者の廣木涼司法書士

メリット多い公正証書遺言

廣木涼司法書士 無効にならない遺言書の書き方伝授

本稿執筆者の廣木涼司法書士によるセミナーの録画データを、セミナー資料(PDF)とともにお届けします。「『遺言書を書いてあるから大丈夫』とよく聞きますが、実際にお亡くなりになった後、遺言書が無効とみなされ、ご家族が頭を抱えてしまうような事例も。そんなトラブルにならないために、遺言書の基本的な書き方をお伝えします」と廣木司法書士。

ご希望の方は、住所、氏名、年齢、電話番号をご記入の上、一般社団法人セミナーライフよろず相談室宛にEメール(info@yorozu-soudan.com)でお申し込みください。お申込みいただいたメールアドレス宛に、14日以降、URLとセミナー資料(PDF)をご案内させていただきます。URLをクリックいただくと、YouTube経由でセミナーを視聴いただけます。

■相談受け付けます
 一般社団法人セミナーライフよろず相談室
 〒170-0033 東京都豊島区池袋1-33-8
 電話:03-5992-2463(平日9時~19時)
 03-5992-2463(平日9時~12時30分)
 03-5992-2463(平日9時~12時30分)
 03-5992-2463(平日9時~12時30分)
 03-5992-2463(平日9時~12時30分)